

令和 6年 3月 7日

【せせらぎの湯(老人福祉センター)代替事業について】

健康福祉部総合福祉課

1. 経緯

福祉保健会館 2 階の老人福祉センターは、令和6年 4 月で供用開始 30 年を迎えます。施設の老朽化が進行していることや、老人クラブ連合会より「ヘルシーパーク裾野」への無料送迎・無料入浴等の要望書が提出されたため、市ではその後「せせらぎの湯」の利用者にアンケート調査を実施し、要望の多かった温泉、食堂完備、運動のできる環境を持つ「ヘルシーパーク裾野」を利用先(機能移転)とすることとしました。

2. 事業概要

高齢者に、心身の健康の増進とレクリエーションの機会を創出し、健康寿命の延伸と介護予防の促進を図ります。

開始日／令和6年4月1日から

場 所／ヘルシーパーク裾野・梅の里

対象者／老人クラブ加入者(老人クラブごとの事業指定日(月1回程度))

内 容／外活動(グランドゴルフ、ウォーキング等)、内活動(温泉、囲碁・将棋等)

負 担／入浴料・バスの移送費等を無償で提供

3. 事業効果

1)利用者(老人クラブ等):利便性向上

○利用者要望に沿った機能移転(温泉・食堂・ウォーキング・グランドゴルフ等)

○高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

・高齢者の外出機会の創出やひとり暮らし高齢者の孤立防止

・老人クラブへの加入促進

・屋外活動により健康寿命の延伸や介護予防

2)市:財政負担の軽減

4. 老人福祉センター(せせらぎの湯)の廃止

せせらぎの湯は、老人福祉法に規定される老人福祉センターの一部の機能です。今回、せせらぎの湯が施設として老朽化したことにより、その入浴機能を移転するものです。国が定める老人福祉センター運営要綱には、老人福祉センターが備えるべき建物の条件が

決められており、機能移転により条件が満たせなくなるため同施設を廃止します。

5. 老人福祉センター跡地

- ・老人福祉センター跡の正式な利用方法は未定です。それまでは、地域福祉センターの一部として無償貸し出しをします。

問い合わせ／裾野市 健康福祉部 総合福祉課 担当:小山 TEL:055-995-1819